

## 遠隔医療の更なる活用について

## 現状

- 直近では、医師法第20条（無診察治療の禁止）との関係を中心に、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、指針の見直しについて議論を行い、今年1月に改訂を行った。
- 今後は、地域において、オンライン診療を含めた遠隔医療が幅広く適正に実施されるよう、取組を進めていく必要がある。



## 今後の取組

- 遠隔医療の更なる活用に向けた「基本方針」について検討。（本医療部会において協議）  
【検討の視点（例）】
  1. 地域の医療提供体制の確保において、遠隔医療が果たす役割
  2. 国、都道府県、医療関係者、それぞれが取り組むべき内容
  3. 患者・住民の理解を進めるための取組
  4. 個人情報の取扱いや情報セキュリティの在り方 等
- 地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、遠隔医療の活用に関する好事例を収集するとともに、横展開に向け、都道府県等を通じて周知。

## 検討の背景

### 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。

【引き続き検討を進め、令和4年度結論】

### 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

スマートモビリティチャレンジ推進協議会でのMaaS導入・普及の取組を推進し、医療と連携したMaaSの実証結果を踏まえ、2021年度から、自動車を活用してオンライン診療を行う場合の課題や事例を整理し、普及を図る。

# 規制の現状

## 医療提供の場に関する規制

### ○医療法第1条の2第2項

医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）**、**医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。）**において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

### ○医療法施行規則第1条第5号

医療法第1条の2第2項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一～四 **養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム**

五 前各号に掲げる場所のほか、**医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所**であって、医療提供施設以外の場所

※ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月医政局長通知）において、「医療は医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならない」との取扱いは、オンライン診療についても同様である旨を示している。

○公衆又は特定多数人のために医業を行う場所については、病院、診療所として、その開設・管理等についての許可・届出など、医療法・医療法施行規則に基づく規制を行っている。

## オンライン診療に関する規制

○医師法第20条において無診察治療等を禁じているところ、オンライン診療については「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に記載の「最低限遵守する事項」を遵守して行った場合には医師法第20条に抵触しないと整理されている。

○指針の概要は以下のとおり。

### <オンライン診療の定義>

遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為

### <オンライン診療の実施に当たっての基本理念>

オンライン診療は、

- ①患者の日常生活の情報も得ることにより、医療の質のさらなる向上に結びつけていくこと
- ②医療を必要とする患者に対して、医療に対するアクセシビリティ（アクセスの容易性）を確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすこと
- ③患者が治療に能動的に参画することにより、治療の効果を最大化することを目的として行われるべきものである。

### <指針の具体的運用>

「診療計画」として定める具体的実施ルールを含む医師と患者の合意、本人確認、急変時に直接の対面診療を速やかに提供できる体制の確保等

## 指針抜粋（オンライン診療の提供体制に関する事項）①

### 2. オンライン診療の提供体制に関する事項

#### (1) 医師の所在

##### ①考え方

医師は、必ずしも医療機関においてオンライン診療を行う必要はないが、**騒音のある状況等、患者の心身の状態に関する情報を得るのに不適切な場所でオンライン診療を行うべきではない。**

また、診療の質を確保する観点から、**医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を確保しておくべき**である。

また、オンライン診療は患者の心身の状態に関する情報の伝達を行うものであり、当該情報を保護する観点から、**公衆の場でオンライン診療を行うべきではない。**

なお、患者の急病急変時に適切に対応するためには、患者に対して直接の対面診療を速やかに提供できる体制を整えておく必要がある。また、責任の所在を明らかにするためにも、医師は医療機関に所属しているべきである。

##### ②最低限遵守する事項

- i オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属を明らかにしていること。
- ii 患者の急病急変時に適切に対応するため、**患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整えておくこと。**
- iii 医師は、**騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定であり動画が途切れる等、オンライン診療を行うに当たり適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。**
- iv オンライン診療を行う際は、診療録等、過去の患者の状態を把握しながら診療すること等により、**医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を整えなければならない。**ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。
- v 第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう、医師は**物理的に外部から隔離される空間**においてオンライン診療を行わなければならない。

##### ③推奨される事項

オンライン診療を行う医師は、② ii の医療機関に容易にアクセスできるよう努めることが望ましい。

## 規制の現状

### (2) 患者の所在

#### ① 考え方

医療は、医療法上、**病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないこととされており、この取扱いは、オンライン診療であっても同様**である。医療法施行規則第1条の現行の規定では、「居宅等」とは、老人福祉法に規定する養護老人ホーム等のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所と規定されているが、**療養生活を営むことができる場所については、オンライン診療であるか否かにかかわらず、既に、患者及びその家族等の状態や利便性等を勘案した判断を行っている。**

他方、医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師等の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき提供されるものであることから、患者の所在が医療提供施設であるか居宅等であるかにかかわらず、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることのないよう、**患者のプライバシーに十分配慮された環境**でオンライン診療が行われるべきである。

また、当然ながら、**清潔が保持され、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるような場所**でオンライン診療が行われるべきである。

#### ② 最低限遵守する事項

- i 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、**清潔かつ安全**でなければならない。
- ii プライバシーが保たれるよう、**患者が物理的に外部から隔離される空間**においてオンライン診療が行わなければならない。
- iii 医療法上、特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所であり、これはオンライン診療であっても同様であるため、**特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出**を行うこと。ただし、巡回診療の実施については、昭和37年6月20日付け医発554 厚生省医務局長通知による、巡回診療の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない場合があること、また、健康診断等の実施については、平成7年11月29日付け健政発927号厚生省健康政策局長通知による、巡回健診等の実施に準じて、新たに診療所開設の手続きを要しないこと。

#### ③ 患者の所在として認められる例

**患者の日常生活等の事情によって異なるが、患者の勤務する職場等についても、療養生活を営むことのできる場所として認められる。**

## 論点

- デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件（監督方法を含む）についてどう考えるか。例えば、通所介護事業所や公民館等の身近な場所についてどう考えるか。

（※）オンライン診療については、医師と患者間のD to Pの形式や、看護師が同席するD to P with Nの形式などが想定される。

- また、自動車を活用してオンライン診療を行う場合については、どのような効果・課題があり、どのように普及を図っていくべきか。